

「幼児教育無償化」について（案）

平成 25 年 6 月 0 日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。

このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点から踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

(2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。

(3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

参考

幼稚園就園奨励費補助における 低所得世帯・多子世帯の取扱い(現状)

		保護者負担の取扱い	園児数	
				うち保育所と取扱いが異なる部分
低所得世帯	生活保護世帯	<公立> 年間 59,000円 (平均) <私立> 年間 78,800円 (平均) * 第1子の場合 ※保育料及び入園料を考慮した額 保育所：負担なし(無償)	約0.3万人 (約0.2%)	同左
多子世帯	第3子特例	①幼稚園に同時就園している場合 負担なし(無償) ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、負担なし(無償) 保育所(0～5歳)：負担なし(無償)	約3.1万人 (約2%)	約1.5万人 (約1%)
	第2子特例	①幼稚園に同時就園している場合 一定年収*以下の場合、第1子の半額 ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、第1子の75% 保育所(0～5歳)：第1子の半額	約31.2万人 (約20%)	約28.2万人 (約18%)

(備考)「保護者負担の取扱い」欄中、平均的な年間負担額は、平均的な保育料等(公立79,000円(うち入園料1,000円)、私立308,000円(うち入園料52,000円)と推計)から、就園奨励費補助で措置されている額を控除した額。「一定年収」とは、公立の場合約270万円、私立の場合約680万円。

「園児数」欄の括弧内は、幼稚園就園児全体(約160万人)に占める割合。